

ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）
に対する意見公募手続の結果について

令和6年4月26日
経済産業省
産業保安グループ
ガス安全室

「ガス工作物の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（案）」について、令和6年2月26日から3月26日まで意見公募手続を実施しました。

提出意見と提出意見を考慮した結果については以下のとおりです。なお、行政手続法第四十三条第2項に基づき、提出意見は整理又は要約しております。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ厚く御礼申し上げますとともに、今後ともガス保安行政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

	提出意見	提出意見を考慮した結果
1	2ページの改正前欄の「新設」は「加える」のほうがよい。1ページの10行目の「加える」と同様に。	御意見は、今後の参考とさせていただきます。